

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p><u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</u></p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス</p> <p>3.1.1.1.1～3.1.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.1.4 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p><u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、<u>ロタウイルス</u>、<u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u>、<u>日本脳炎ウイルス</u>及び<u>狂犬病ウイルス</u>について、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>3.1.1.2 牛ウイルス性下痢ウイルス1型</p> <p>3.1.1.2.1～3.1.1.2.3 （略）</p> <p>3.1.1.2.4 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.2.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.2.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.2.4.2.1 （略）</p>	<p>ワクチン（シードロット製剤）の部</p> <p><u>牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）</u></p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 試験法</p> <p>3.1 製造用株の試験</p> <p>3.1.1 マスターシードウイルスの試験</p> <p>3.1.1.1 牛伝染性鼻気管炎ウイルス</p> <p>3.1.1.1.1～3.1.1.1.3 （略）</p> <p>3.1.1.1.4 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.1.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.1.4.2.1 （略）</p> <p>3.1.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験</p> <p><u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>、<u>ロタウイルス</u>、<u>牛白血病ウイルス</u>、<u>日本脳炎ウイルス</u>及び<u>狂犬病ウイルス</u>について、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>3.1.1.2 牛ウイルス性下痢ウイルス1型</p> <p>3.1.1.2.1～3.1.1.2.3 （略）</p> <p>3.1.1.2.4 外来性ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.2.4.1 （略）</p> <p>3.1.1.2.4.2 特定ウイルス否定試験</p> <p>3.1.1.2.4.2.1 （略）</p>

3.1.1.2.4.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢ウイルス、ロタウイルス、牛伝染性リンパ腫ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 牛ウイルス性下痢ウイルス2型

3.1.1.3.1～3.1.1.3.3 (略)

3.1.1.3.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.3.4.1 (略)

3.1.1.3.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.3.4.2.1 (略)

3.1.1.3.4.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢ウイルス、ロタウイルス、牛伝染性リンパ腫ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 牛パラインフルエンザ3型ウイルス

3.1.1.4.1～3.1.1.4.3 (略)

3.1.1.4.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.4.4.1 (略)

3.1.1.4.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.4.2.1 (略)

3.1.1.4.4.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢ウイルス、ロタウイルス、牛伝染性リンパ腫ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.5 牛RSウイルス

3.1.1.5.1～3.1.1.5.3 (略)

3.1.1.5.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.5.4.1 (略)

3.1.1.2.4.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、ロタウイルス、牛白血病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.3 牛ウイルス性下痢ウイルス2型

3.1.1.3.1～3.1.1.3.3 (略)

3.1.1.3.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.3.4.1 (略)

3.1.1.3.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.3.4.2.1 (略)

3.1.1.3.4.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、ロタウイルス、牛白血病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.4 牛パラインフルエンザ3型ウイルス

3.1.1.4.1～3.1.1.4.3 (略)

3.1.1.4.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.4.4.1 (略)

3.1.1.4.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.4.4.2.1 (略)

3.1.1.4.4.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、ロタウイルス、牛白血病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.1.5 牛RSウイルス

3.1.1.5.1～3.1.1.5.3 (略)

3.1.1.5.4 外来性ウイルス否定試験

3.1.1.5.4.1 (略)

3.1.1.5.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.5.4.2.1 (略)

3.1.1.5.4.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢ウイルス、ロタウイルス、牛伝染性リンパ腫ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2・3.1.3 (略)

3.2 培養細胞の試験

3.2.1 マスターセルシードの試験

3.2.1.1 MDBK-NSC 細胞

3.2.1.1.1～3.2.1.1.4 (略)

3.2.1.1.5 外来性ウイルス否定試験

3.2.1.1.5.1 (略)

3.2.1.1.5.2 特定ウイルス否定試験

3.2.1.1.5.2.1 (略)

3.2.1.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢ウイルス、ロタウイルス、牛伝染性リンパ腫ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.1.6・3.2.1.1.7 (略)

3.2.1.2 HmLu-SC 細胞

3.2.1.2.1～3.2.1.2.4 (略)

3.2.1.2.5 外来性ウイルス否定試験

3.2.1.2.5.1 (略)

3.2.1.2.5.2 特定ウイルス否定試験

3.2.1.2.5.2.1 (略)

3.2.1.2.5.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢ウイルス、ロタウイルス、牛伝染性リンパ腫ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の

3.1.1.5.4.2 特定ウイルス否定試験

3.1.1.5.4.2.1 (略)

3.1.1.5.4.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、ロタウイルス、牛白血病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.1.2・3.1.3 (略)

3.2 培養細胞の試験

3.2.1 マスターセルシードの試験

3.2.1.1 MDBK-NSC 細胞

3.2.1.1.1～3.2.1.1.4 (略)

3.2.1.1.5 外来性ウイルス否定試験

3.2.1.1.5.1 (略)

3.2.1.1.5.2 特定ウイルス否定試験

3.2.1.1.5.2.1 (略)

3.2.1.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、ロタウイルス、牛白血病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3.2.1.1.6・3.2.1.1.7 (略)

3.2.1.2 HmLu-SC 細胞

3.2.1.2.1～3.2.1.2.4 (略)

3.2.1.2.5 外来性ウイルス否定試験

3.2.1.2.5.1 (略)

3.2.1.2.5.2 特定ウイルス否定試験

3.2.1.2.5.2.1 (略)

3.2.1.2.5.2.2 個別ウイルス否定試験

牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス、ロタウイルス、牛白血病ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の

<p>1. 2、3. 2. 5、3. 2. 7、3. 2. 8 及び3. 2. 9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>3. 2. 1. 2. 6・3. 2. 1. 2. 7 (略)</p> <p>3. 2. 2・3. 2. 3 (略)</p> <p>3. 3・3. 4 (略)</p> <p>3. 5 小分製品の試験</p> <p>3. 5. 1～3. 5. 6 (略)</p> <p>3. 5. 7 力価試験</p> <p>3. 5. 7. 1 (略)</p> <p>3. 5. 7. 2 <u>牛ウイルス性下痢</u>力価試験 (略)</p>	<p>1. 2、3. 2. 5、3. 2. 7、3. 2. 8 及び3. 2. 9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。</p> <p>3. 2. 1. 2. 6・3. 2. 1. 2. 7 (略)</p> <p>3. 2. 2・3. 2. 3 (略)</p> <p>3. 3・3. 4 (略)</p> <p>3. 5 小分製品の試験</p> <p>3. 5. 1～3. 5. 6 (略)</p> <p>3. 5. 7 力価試験</p> <p>3. 5. 7. 1 (略)</p> <p>3. 5. 7. 2 <u>牛ウイルス性下痢</u>－<u>粘膜病</u>力価試験 (略)</p>
--	---